

林 政 審 議 会 議 事 録

1 日時及び場所 平成16年11月29日(火)
農林水産省4階 第2特別会議室

2 開会及び閉会の時刻 10:00～11:20

3 出席者
委 員 木平会長 青山委員 有馬委員 魚津委員 岡島委員
海瀬委員 加倉井委員 庄司委員 古河委員 恵委員
横山委員 芳村委員 鷺谷委員

幹 事 関係府省

林野庁

4 議 事

(1) 地球温暖化対策における森林吸収源対策(案)について 一諮問・答申一

(2) その他(説明事項)

○ 治山事業の今後の会計経理のあり方について

午前10時00 開会

○原口林政課長 定刻になりましたので、ただいまから林政審議会を開催させていただきます。

まず、委員の出欠状況について御報告いたします。本日、委員22名中12名の方が出席されており、定足数を満たしております。

なお、岡島委員につきましては後ほどお見えになる予定でございます。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

○木平会長 皆さん、おはようございます。本日は、委員並びに各府省の幹事の皆様方におかれましては、御多忙のところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、議事に入る前に林野庁長官の方からごあいさつをお願いいたします。

○前田林野庁長官 林政審議会の開催に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方には大変お忙しい中、また急な御要請にもかかわらず御出席賜りまして、本当に厚く御礼申し上げる次第でございます。

御案内のように、京都議定書につきましては、ロシアが批准いたしまして、来年の2月16日発効という運びになったわけで、いよいよ国際的な約束が現実のものになってくるという状況になっております。そういった意味でも、我が国といたしましても、この目標達成に向けてこれから精力的に取り組んでいかなければいけないという状況にあるわけでございます。

御案内のように、京都議定書におきましては、我が国は全体で6%の削減を約束しているわけでありまして、そのうちの3分の2に当たります3.9%を森林の吸収で対処するということにいたしているわけでありまして、このために私どもも14年12月に「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」を策定いたしまして、森林の整備、あるいは保安林の管理等々の推進に努めてきているわけでございます。ただ、残念ながら、現行のベースでは、後で御説明申し上げますけれども、10年から14年の実績ベースでいっても3.1%、さらに、このとき補正予算を相当含んでおります、それを差し引きまして予算ベースということになりますと、2.6%そこそこというような状況になっておりまして、とてもこの3.9%には届かないというような状況にあるわけでありまして。

このような中で、どうやってこの森林整備を確保していくのか、大変大きな課題になっておりまして、この吸収源対策、この中で森林整備の意義あるいは有効性、こういったものを明確にした上で喫緊の課題ということで広く訴えていくことが必要というふうに考えている次第でございます。各界の中には、森林吸収源に対する異議あるいは意見等々あるようでございますけれども、やはり3.9%を達成していくためにも、しっかりと森林整備をやっていかなければ

いけないと考えている次第でございます。

本日、委員の皆様にお諮りいたしますのは、「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」の現在の進捗状況にかんがみまして、地球温暖化対策としての森林吸収源対策の意義あるいは有効性についての考え方を整理いたしまして、これにつきまして十分御理解の上、忌憚のない御意見を賜りたいと思う次第でございます。

雑駁でございますけれども、お願いにかえましてごあいさつとさせていただく次第でございます。よろしくお願いいたします。

○木平会長 長官、どうもありがとうございました。

本日の審議事項といたしましては、お手元の議事次第にありますように、一つは、地球温暖化対策における森林吸収源対策（案）について、農林水産大臣から諮問を受け、御審議をいただき、本日答申を行い、公表するということになっております。もう一つは、説明事項といたしまして、治山事業の今後の会計経理のあり方について説明いただくことになっております。

それでは、農林水産大臣の諮問を、長官から代読していただくことにいたします。お願いいたします。

○前田林野庁長官 それでは、本日の諮問文を朗読させていただきたいと思います。

16 林政企第39号

平成16年11月29日

林政審議会

会長 木 平 勇 吉 殿

農林水産大臣 島 村 宜 伸

地球温暖化対策における森林吸収源対策（案）について（諮問）

地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策（平成14年12月26日農林水産省）の推進状況に鑑み、「地球温暖化対策における森林吸収源対策」を別添案のとおり定めることについて、森林・林業基本法（昭和39年法律161号）第30条第1項の規定に基づき貴会の意見を求める。

以上でございます。

（諮問書手交）

○木平会長 それでは、諮問をいただきました件につきまして説明をお願いいたします。

○岡田企画課長 企画課長の岡田でございます。着席して御説明させていただきます。

資料ナンバーの1、「地球温暖化対策における森林吸収源対策（案）」となっている資料でございます。資料2の方は参考資料でございますので、これは適宜お手元に置いてごらんいただければと思います。諮問させていただいておりますのは資料1でございます。

ページをおめくりいただきますと目次がございます。構成といたしましては、森林吸収源対策の取り組み状況をまず説明をいたしまして、その上で、地球温暖化対策としての森林吸収源対策の性格という項目の中で、森林吸収源対策を環境税の税収の使途として位置づけることの妥当性、地球温暖化対策の財源が設定された場合の使途としての森林吸収源対策の意義につきまして内容をまとめておるわけでございます。

まず1ページ、森林吸収源対策の取り組み状況でございます。地球温暖化対策における位置づけにつきましては、先ほど長官からごあいさつの際に御説明させていただいたとおりでございます。（2）のAですけれども、現在のところ、吸収量の見通しというものに対しましては、平成10年度から平成14年度の森林整備水準で今後も推移した場合には、確保できる吸収量は3.1%になると見込まれております。また、平成16年度の予算規模が、経済対策として補正予算が措置されていた平成10年度から平成14年度に比べて縮小しているということから、この水準で今後推移した場合には3.1%をさらに下回り、現在の予算規模等から推計いたしますと2.6%程度となる見込みでございます。

現在、地球温暖化防止森林吸収源対策10カ年対策を策定し、イのところの5項目につきまして対策を推進しているという状況でございます。

2ページのウ、最近の温暖化をめぐる情勢でございます。平成14年度の我が国の総排出量が基準年に比べますと7.6%ということで、削減約束の達成には約14%もの削減が必要ということでございます。また、ロシアの批准により京都議定書は平成17年2月16日に発効されるということでございます。

このような中で、農林水産省といたしまして、地球温暖化対策としての森林吸収源対策を推進する観点から、平成17年度の税制改正におきましては、一つとして、地球温暖化対策を推進するため環境税の創設と必要な税制措置を講ずること、二つ目といたしまして、環境税の税収の使途に森林吸収源対策を位置づけることを要望しておるわけでありまして、この森林吸収源対策の性格、意義、こういったものをより明確にしておくことが大変重要になっているという状況にあるわけでございます。

2 ページの 2、性格でございますが、（１）森林吸収源対策を環境税の税収の使途として位置づけることの妥当性、これは二つの面に分けて考えております。

排出された二酸化炭素の回収対策としての性格でございますが、森林吸収源の機能は、大気中の二酸化炭素を吸収して炭素を貯蔵するということでございます。このような機能を有する森林を整備・保全するものであることから、森林吸収源対策は、排出された二酸化炭素の回収対策と位置づけることができるわけでございます。この意味からも森林吸収源対策は地球温暖化対策の取り組みを支援する環境税の税収の使途として妥当性がある。また、京都議定書のルール上も、削減約束は排出量の削減と吸収量の確保を通じて達成できるものというふうにされているわけでございます。

次に、イでございますが、税収をどう使うべきかという議論とは別に、森林吸収源対策の財源をどのように調達すべきかという観点からの議論でございます。この観点から見ますと、森林吸収源対策の財源につきましては、従来の一般財源からの調達が妥当であるだけでなく、森林吸収源対策を強化する、先ほど申し上げました 2 ページのウのところですが、そういった必要性を踏まえれば、環境税からも調達されるべきであるというふうに記述させていただいております。

次に、3 ページ、地球温暖化対策の財源が設定された場合の使途としての森林吸収源対策の意義についてでございます。これは項目といたしましては、アからカまで記述させていただいております。

一つ目が、アの地球温暖化対策におけるウエイトでございますが、使途の検討に当たりまして、地球温暖化対策全体に占める当該分野のウエイトが大変重要な要素でございますが、大綱におきましては、6 %のうち3.9%ということで位置づけられておりまして、6 %の削減約束達成のためには森林吸収源対策は不可欠であると考えられるわけでございます。このような削減約束に占める吸収量の目標値を見ますと、森林吸収源対策は我が国において特に重要な対策としての位置づけということになっているわけでございます。

イとして、即効性・確実性ということがあるということでございます。平成20年から始まる第一約束期間における目標達成という時間的制約からも、即効的かつ効果が確実であることが重要です。森林吸収源対策は、財源を活用した森林整備等の実施による直接的な誘導措置が主体となっております。このため、労働力の確保あるいは木材の利用の促進等と一体的に進める必要があるわけですが、公的資金の確保を図ることができれば、地域環境の保全に寄与するとともに、用地の取得を事業の前提としないなど、他の社会的制約が小さく、短期間で確

実に実行することが可能な対策というふうに考えるわけでございます。

この点は、例えば国民生活の様式の変更あるいは発電施設の転換を通じた排出削減などのように、社会による一定の調整・適応期間、あるいは対策実行上の準備期間が必要になると考えられる対策分野と異なりまして、地球温暖化対策全体として適時に効果を確保していく上で極めて重要な意義を有するということでございます。

なお、ここで「即効性」というのは、この対策によりまして森林の吸収能力自体が急激に変化するというものではありませんで、森林・林業基本計画に基づく森林整備等の一層の推進努力は速やかに実行可能であり、また、京都議定書のルールのもとで評価されるという点において即効性を有するということでございます。

次に、効果の持続性というところでございます。間伐等の必要な森林整備の行為が行われることによりまして、算入対象としての要件が満たされた森林は、その後の経済変動等の影響を受けることなく、確実に一定程度の吸収量を確保し続ける、持続性を有しているということでございます。すなわち他の部門における排出削減対策がその後の経済変動等により、結果として排出量が左右される面があるのとは対照的であるということでございます。

4 ページに移ります。エの循環型社会の構築上の意義でございます。地球温暖化対策の方針の一つといたしましては、温室効果ガスの排出削減が組み込まれた社会の構築が重要であります。社会システムの構造変化を通じた継続的な排出抑制を図る対策であることが重要であり、さらにカーボンニュートラルな社会の形成が最も望ましいわけですが、森林資源は大気中の二酸化炭素を吸収・固定する働きである光合成を通じまして繰り返し再生される。このため、木材を伐採して利用したとしても、その木材は大気中の二酸化炭素を吸収して成長し生産されたものでありますから、いわゆるカーボンニュートラルであり、再生産可能な天然資源である。それから、木材自体、製造に必要なエネルギーが小さい、低排出型の素材であるということでございます。

森林吸収源対策は、このような森林資源を活用する持続可能な森林経営を通じまして、京都議定書の温室効果ガスの削減約束の達成に資するという短期的な効果のみならず、循環型社会の構築に寄与するということでございます。

オのところですが、経済活性化、雇用対策面の効果でございます。森林整備を進めることによりまして、森林の健全化が図られると同時に、国内の森林資源を活用した低排出・循環型産業である林業・木材産業、それから広範囲な関連産業の振興につながりまして、地域経済の活性化にも寄与するということがあります。また、事業費当たりの雇用効果が高いことから、

地域経済の活性化につながるものでございます。例えばということでこの例示をさせていただいております。

それから、カの公益機能の発揮の効果でございます。森林整備等は森林の有する多面的機能の持続的発揮及び林業の健全な発展を目指して策定している森林・林業基本計画に即し、各地域において立てられております地域森林計画、あるいは市町村の森林整備計画等に沿って行われているわけでございます。したがって、これらの森林整備等を通じまして、地球温暖化防止のみならず、安全な国土の形成、水源のかん養、生物多様性の保全など、多様な公益的機能の発揮が確保される。これらの森林の有する公益的機能は、国民生活上極めて大きな便益を生み出すということでございます。

以上が、森林吸収源対策の意義、効果でございます。

(3)は国民による理解、支援の可能性を記述しております。

アといたしましては、森林吸収源対策に対する国民の意識がどうなっているかということですが、地球温暖化対策の優先分野として国民各層に広く浸透しているという点、それから、森林整備等に対しては、経済界からも積極的な取り組みに対する要請があり、また、都道府県においても地球温暖化問題は、国が国家的課題として積極的な対策を打ち出していくべきとの認識を示しております。

イは支援、負担に対する理解でございます。森林吸収源対策について、国等が優先的に取り組むべきと認識する国民が多数を占めるわけですが、その推進に際しましては、さらなる支援や負担への必要性の理解が国民に浸透していくことが大変重要なことでございます。これにつきましては、地球温暖化防止のための費用負担に関する世論調査によりますと、森林の恩恵に対して、国民全体で負担すべきとの回答が多数寄せられております。また、地方公共団体においては、県民参加による意見交換等を行いながら、独自課税で森林整備を進めるという動きも広がっておるわけでございます。したがって、森林対策という用途に活用する新たな費用負担に対する国民の理解は広がりつつある状況というふうに認識されるわけでございます。

3は以上のまとめでございまして、京都議定書の発効が確実なものとなり、第一約束期間が間近に迫っているということを踏まえますと、地球温暖化対策が迅速に行われ、その効果が早期に発現されることが必要でございます。

削減約束のうちの相当量を担うということに加えて、①といたしましては、資金が確保されれば実行可能であり、整備が実施されれば直ちに吸収量として確実に算定されること、②といたしまして、経済変化等において変動することはなく、持続性があるということ、③とい

たしまして、循環型社会の構築にも寄与すること、こういった多様な効果が期待されるわけでございます。さらに、適正な森林整備によりまして、多様な公益的機能の発揮という効果もあるということでございます。加えて、国際社会における我が国の信頼を確立していくためには、国内における森林の吸収量の目標を達成して、地球温暖化対策に対して先導的な役割を果たしていくことが重要でございます。

このため、地球温暖化対策として重要な位置を占める森林吸収源対策につきましては、安定的な財源を確保して緊急に取り組むことにより、国際約束の達成と、緑豊かな社会の実現を図っていくことが必要であるというふうにまとめさせていただいております。

以上が今回諮問させていただいた案の内容でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○木平会長 ありがとうございます。

それでは、この案について、審議会の皆様から御意見をいただきたいと思います。どの点からでも結構です、どなたからでも結構です、御意見をお願いいたします。

○恵委員 全体としてよくまとめられていると思います。1ページの1の(2)のアの5行目に、「平成2年以降適切な森林経営の行われている」とありますが、この「適切な」という文字が、郵送していただいた原案には入ってなくて今入っているのですが、この「適切な」という内容は具体的にどんなイメージでこれを想定して理解すればよろしいでしょうか。

○岡田企画課長 お送りさせていただいた後が変わっておりますが、森林経営におきましては、間伐なり必要な施業を適宜行っていくということが必要でございますので、その森林施業の体系の中で、持続可能な森林経営と評価されるような施業が適切に行われているという意味で、この「適切な」という言葉を入れさせていただいたわけでございます。具体的には、京都議定書の国際約束上のルールといたしまして、持続可能な森林経営に当てはまることということが求められております。その意味をあらわして「適切な」というふうに申し上げております。

○木平会長 恵委員、よろしいですか。国際ルール上での解釈の「適切な」というお答えです。

○恵委員 評価基準が明確だということですね。

○木平会長 そうですね。

○恵委員 わかりました。ありがとうございます。

○木平会長 ほかに御意見ございますか。

○魚津委員 一つは、私は確かにこれは必要だと思ってかなりの国会議員の先生とも話をしてきました。しかし、一つは、まず、国がこのような税を集めて配る、こういうことが今なじむ

のかということをやつと切々とされた方がおられますし、もう一つは、都道府県、市町村が計画をつくっているのなら、例えば高知県型のやり方があるのではないかと、こういう先生が実はおられます。実は、小さな町村は今三位一体に対しましてかなり危惧をしております、御案内のように、先日政府から出されたわけでありまして、明日全国町村会で方向を決めるということになっております。そのようなことで、これはまことにいいにくいのですが、ここのところは林野庁の皆さん方と関係する省庁の皆さん方と、上手にと申したらおかしいですけども、国民の皆様方に訴えるような形をやっていかないと、先ほど国民はある程度納得しているということではあります、話を聞きますと、平成18年から増税です、国民に対しては。ここのところが実は大きな問題が裏腹にあるような気がいたしますので、国民に納得していただく方法を、私どもも一生懸命考えるつもりでございますが、ぜひ今日来ておられる方々も含めて、欠席されている方々も含めて、きちんとした考え方をつくって、方向を見出して、PRと言ったら語弊があるかもしれませんが、やらないといけないというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○木平会長 ありがとうございます。

この点について企画課長の方から何かございますか。

○岡田企画課長 具体的には5ページの部分でございますけれども、アンケート調査は内閣府の世論調査、15年12月に実施したものを踏まえながら書かせていただいているわけではございますが、あくまでも国民の理解が広がりつつある状況という認識を示させていただいております。国民の認識がすべてそれで一致したということではないということは当然でございますので、引き続き、こういった森林吸収源、あるいは森林の役割ということにつきましても、白書といったところでもやっておりますけれども、パンフレットなりを整理しながら進めていきたいと思っております。

○木平会長 魚津委員、よろしいでしょうか。

○魚津委員 私は思いを言っただけですから、よろしいとかそういうことではなくて、みんなやらないとこの問題はなかなか熟さないと思っております。

○木平会長 それでは、有馬委員、どうぞ。

○有馬委員 これは前からちょっと申し上げていることではありますけれども、2ページのウ、最近の温暖化をめぐる情勢のところではございますが、7.6%増加して14%、これは排出の方だと思います。ただ、あわせてこれを考えるというのがあまり強く出ていないようですが、それに関係するところというと、多分4ページ目のエ、カーボンニュートラルのあたりだと思うの

です。「さらに低排出よりもカーボンニュートラルの社会形成が望ましい」、多分これを受けておられるのだろーと思います。それから、「住宅部材等で加工された木材は、製造に必要なエネルギーが小さい低排出の素材である」ということを多分受けておられるのだろーと思いますが、何となくサーッと流れているものですから、温暖化をめぐる情勢の「14%もの」というのが、その一翼を担っているというのがあまり強く出ていないような気がするのです。

簡単に言いますと、木でできることは木でやりなさいと、非常に俗っぽい言い方をしますと、そういうことになるのだろーと思うのですが、そういう言葉が出てこない、何となく吸収源というところでいろいろなものが動いているから遠慮がちになっているのかなと思うのです。ただ、非常に重要な点は、「14%もの」というところは捨て置けないという感じがいたします。3.9%は3.9%で頑張りますけれども、そちらの方も頑張るためには少なくとも木材・木質バイオマスエネルギーを使うんだと、こういう視点かと思いますので、もう少しこのあたりの関連が、このところは何かうまい表現はないかなと、わかりやすい表現はないかなという感じがいたします。

○木平会長 そうですね。吸収源というテーマで押していつているので、排出抑制という意味でバイオマスの利活用、この点をもう少し強調した方がいいのではないかと御意見です。

○岡田企画課長 おっしゃられるとおり、3.9%を達成するための森林吸収源対策の位置づけという意味で、かなり森林整備の方に重点を置いた記述になっていることは間違いないと思いますけれども、木材利用もあわせてやるという意味で、今回森林吸収源対策の中身を1ページのところではこういう5項目があって、単に森林整備だけでなく、木材・木質バイオマスの利用の推進があるんだという10カ年対策を改めて明記させていただいた上で、4ページの循環型社会構築上の意義として木材利用も、排出量自体を減らすという意味では大変重要だという位置づけをさせていただいたつもりでございますので、ちょっとその辺委員にも御理解いただければと思います。

○木平会長 私も直接の諮問事項ではなくて、対策としてではなくて、一般に森林がCO₂を吸収するというのはかなり広まったと思うのですが、木材の役割とか、木材が非常にエネルギーを少なく使った材料だと、その点についてのPRはかなり継続的にやっていかないといけないのではないかと感じております。

○岡田企画課長 その点につきましては、農林水産省として木材利用推進のアクションプログラムというものを策定させていただいております。公共事業に対する間伐材の利用など、こういったことはかなり浸透しておりますので、こういう形でのアクションプログラムをきちんと

し、それからまた各省庁と連携をしながら木材利用に取り組んでまいりたいと考えております。

○恵委員 先ほちょっと言い忘れたのですが、今のお話とあわせて、例えば5ページの(3)の国民による理解、支援の可能性の記述に関して、地元自治体そして国民の負担という記述があるのですが、ここにあわせて、「循環型社会」というキーワードを前でも使っておられるので、そういう社会の構築について国民がよく理解して、それを行動につなげるというニュアンスがもう少し入ってくると、市民活動も、あるいは経済の循環で森林資源の保全・経営がもう一度復活するということを目指す上でも、そのキーワードをてこにすると活動が展開しやすいというふうに思っております。

5ページの下のまとめの③には、木材利用を通じた循環型社会の構築というのは入っているのですが、さまざまな脱温暖化社会の構築という点を少し繰り返して入れていかないと、先ほどの14%を担い切れないということで、国民の皆さんにそっぽを向かれてしまうとまずいなど思います。それから、林業以外の世界、業界とか、そういうところの理解を得るという配慮も、どこかに項目的に立てられなければ、言葉で加えていただければというふうに思いました。

○木平会長 ありがとうございます。もし何かあればお願いいたします。

○岡田企画課長 温暖化対策全般に取り組まなくてはいけないというのは今回の大前提でございますけれども、あくまでも地球温暖化対策における森林吸収源対策の位置づけをどうするかということになりますと、地球温暖化対策全般について取り扱うということになればむしろ環境省なり、内閣府なり、全体を統括したところで全体をまとめた中身を記述していくいただく必要があろうかと思えます。森林吸収源対策ということになりますと、どうしても地球温暖化対策全般がどうかという議論までなかなか触れがたい部分がございます、大事だということはあるけれども前提でございますけれども、地球温暖化対策の総論的な部分ということになりますと、林野庁なり農林水産省でそこまで書き切れるかという、ちょっとそこまで書き切れないものですから、そこはまじめに、ちょっと厳しくやっているような感じもあるかと思えますけれども、あくまでも森林吸収源対策に焦点を絞って記述をさせていただければと思っております。

○木平会長 加倉井委員、お願いいたします。

○加倉井委員 御説明をいただいてその部分はわかったのですが、わからない部分がありまして、それは先に言ってしまうと財務省と林野庁との関係だと思うのです。つまり森林吸収源の話、地球温暖化対策というのは日本という国家全体が担う課題であります。ですから、国家としてこの対策をやる、その中で林業が何%か引き受けたから、それを林業の方でやるという話

だろうと思うのです。つまりそうすると、国家全体が担うんだから一般財源で出すのが当然で、それを環境税でやるとしたら、そこに一つの何かの説明がなければおかしい、それが見えないわけです。

つまり課税としては今非常に難しい時期で、先ほども三位一体の話が出ましたし、定率減税をやめるという話もありますし、各種年金が、年金というのは税金的な役割があるのですが、それが増えるとか、そういういろいろな状態を全部一緒にした段階で今やるということになると非常に難しいわけです。しかし、環境税をやらなければ森林吸収源対策ができないということころへどうつないでいくのか、その説明が見えない。それは財務省と林野庁との関係が見えないということだろうと思うのです。その辺、もし御説明いただけたらと思います。

それから、それをどういうふうにここへうまく書き込むのか、それはわかりませんが、何か言わなければおかしくならないですか。つまり国民全体の課題を何で環境税でやらなければいけないのですか。もちろん環境税も必要だと私は思っていますが、そこへ直接つなぐ、それは論理的にどうやってつなぐんですか、それがわからないのです。

○木平会長 それでは、企画課長の方からお願いいたします。

○岡田企画課長 まず、1ページのところで書かせていただいておりますとおり、平成10年度から14年度の予算規模でも3.1%、さらに補正を除いて考えますと3.9%に対して2.6%という状況にあるわけでございます。資料2の参考資料の8ページを見ていただきますと、森林吸収源対策の追加的事業費というのがございます。これは先ほど申し上げた部分を図式的に示しておるわけですが、補正予算を除いたら年間事業費ベースで約2,000億円の事業費を毎年投入していく必要があるという状況にあるわけでございます。これが既存の予算で賄い切れるかというと、これはもう限界に来ておるとというのが客観的な状況でございます。そのために森林吸収源対策、森林整備等に必要な安定的な財源がどうしても必要だというふうに考えておりまして、そこで今回の税制改正要望の際にも、環境税の創設と税収の使途に吸収源対策を位置づけるということを要望しているという状況にあるわけでございます。

今回諮問している吸収源対策のところでは、環境税そのものについては、政府税調は答申をいただいておりますけれども、党の税調の中でもさらに審議がされるという状況になっております。環境税そのものについては、その場で御議論をいただかなければいけないだろうと思うのですが、その際に、税収の使途としての森林吸収源対策がどのような意義があるのかということを今回明確にして、その重要性なりを議論の場に提供できるようにしておくということも大変重要だということで、今回こういう資料をまとめさせていただいたということでござ

います。

基本的には、森林整備の必要な財源が客観的にないということの中で、安定的な財源を求める際には、この資料でいきますと2ページで、排出された二酸化炭素の回収対策としても意味づけがあるということと、繰り返し申し上げますけれども、今のところで、温暖化対策を強化していくという必要性からいきますと、環境税から調達されるべきであるという判断を示したということでございます。

○加倉井委員　つまり私が言いたいことを単純に言うと、環境税をつくりたかったら財務省がつくればいいんです。ここは林政審議会ですから、森林に直接関係する話をすればいいのであって、何で我々が財務省がやる環境税をつくるという話を、もちろんそれが森林に使われることはわかっています、最後はそうなるけれども、環境税をつくるという話は、どだい税の話ですし、財務省がやるべきです。お金が足りないなら財務省がやるべきではないですか。何で林政審議会と林野庁が、それができたらいただくということは当たり前ですが、しかし、何でそれを我々が審議しなければならないのですか、その辺がわかるような、わからないような状態なので、きちんと言った方がいいのではないかという話です。

○岡田企画課長　ちょっと説明が不足いたしました、環境税の創設ということを御議論していただくということではなくて、環境税ができたときに、その使途として森林吸収源対策が妥当かどうかというところをまとめさせていただいて、ここで御議論いただければと思ってここにお諮りしているわけでございます。そのために森林吸収源対策、いろいろ細かく書いてございますけれども、即効性とか、確実性とか、あるいは雇用効果とか、そういうものがありますねというところを、農林水産省の考え方を明確にして御議論いただければと思ってここにお出ししたということでございます。環境税の創設、必要性の有無とはちょっと議論を分けて考えていただければと思うわけでございます。

○木平会長　よろしいでしょうか。

どうぞ、岡島委員。

○岡島委員　4ページの公益的機能の発揮の効果のところですが、公益的機能の発揮というと、ここに書いてあるように安全な国土の形成、水源のかん養ということがずっと言われてきたところですが、これに新しくというか、最近生物の多様性の保全というのが入ってきて、今までのスタンスとはかなり違ってきたということはわかるのですが、せっかくですから、国民の一般的な人にとっては、安全な国土の形成や水源のかん養はもっともですが、もう少し、例えば今林野庁がやっているようなセラピー、癒しとか、森林の国民に与える

心理的な効果とか、もう一つ言えば森林環境教育とか、そういう普通の人がわかるような効果を一言ぐらい入れておいたらどうかなと思います。森林のセラピーなどはまだ始まったばかりですから、なかなか難しいのかもしれませんが、普通の国民が森林に対して持つイメージにつながるようなことが一言ぐらい入った方がいいのではないかと思います。

というのは、従前の木材生産を中心としてやってきたところから今大きく変わってきて、多面的機能、公益的機能ということを言われて大きく転換しているわけですから、そのところをわかりやすく言うためには、水源かん養、国土の保全は当然でありながら、生物が入ってきた、さらに健康とか、そういったような日本人に与える影響というか、そんなところが一言欲しいなという気がしました。それが1点です。

それから、これは温暖化についてのメモですので、これでいいとは思いますが、これとあわせて努力目標というか、やっていただきたいのですが、幾らかかるのかということ、これは金があればできるという話を今しているわけです。しかし、実際に2,000億円なり何なり、どうしてそれだけお金がかかると3.1%が3.9%になるのか、お金をかけるとなるんだというところが見えないのです。見えないというか、今回は専門家相手ですからいいと思うんですけども、そのところが見える努力を別途国民に対してやっていただきたいと思うわけです。むだ遣いはないのか、要らない林道をつくっていないかとか、そんな話とか、もっと有効な方法はないのか、ボランティアでやったらどうかとか、いろいろな方法論、そういうようなことをあの手、この手でいろいろ考えた結果、2,000億円あると大体このぐらいになるんだよという、その筋道が一般の国民にわかるように、何らかの形で説明をした方がいいのではないかと。今回のメモはこれで結構ですけども、別途そのような努力もしてほしいと思います。

以上です。

○木平会長 ありがとうございます。

どうぞ、横山委員。

○横山委員 私自身は、環境税の創設と用途については、どちらかというとも積極的に支持する立場の者ですので、加倉井委員のお話に対しての私なりの考え方、これは林野庁はどうお考えかということは置いて、私自身でこういうふうに位置づけてお考えいただけたらいいのではないかとということをお話ししたいと思っています。

まず、吸収源というのは短期的にはかなり重要な課題であるのですが、中長期的に考えますと、やはりグリーン税制改革ないしグリーン財政改革という観点の中から、財政と環境保全の両立をどういうふうにシステム設計していくのかというように位置づけておくべきでは

ないか。財源調達だけであれば財務省の問題なんですけれども、財政として収入と支出両面考えながら環境保全に資するような制度設計を考えていくといったときに、林野庁は林野庁なりの意見を明確に要望していく必要があるのではないかとというのが私個人の考えでございます。

それから、今岡島委員が言われたことは極めて重要でして、この2,000億円という数字の裏付けも必要になってくるのではないかと。本当にお金をかけたときに3.9%が確実に達成できるんだというメッセージを、やはりしっかりとベースの部分で詰めておく必要があるのではないかと。それがあってこそ、この資料の3ページの（2）のＡとＢが生きてくる。林野庁がやるべきことは、そもそも地球温暖化対策推進大綱で3.9%を政府がどういうふうに位置づけるのか、3.9%を死守しない限りこの国際約束は守れないんだということの再認識をしておく必要があるのではないかと。大綱における森林吸収源対策の位置づけが極めて重要であるということを強調すべきだろう。そういう意味では、Ａを最初に持ってこられたことは、私は非常に的確だったと思っています。

それから、Ｂの即効性・確実性という言葉で言ったときに、私としてはどちらかというと確実性を先に持ってきていただきたかった。これはあくまでも要望ですけれども、短期的な国際約束の中で即効性があるというのはもちろんですけれども、3.9%は絶対確保できるわけです。こういうことで森林整備さえすれば、議定書にあったルールに従って整備さえすれば3.9%については確実に確保できる。それを前提にした上で、では、実際その他の対策がどうあるべきなのかという話になるので、3.9%がベースになっていることをもっと前面に出していただきたかったなという気がします。

ただ、これはあくまでも要望ですので、このウェイトの3.9%の意味づけは極めて重要なんだという認識が政府部門でもあまりないのではないかと。例えばこういう議論もあるのです。3.9%と3.1%との差である0.8%の削減について、よりコストの安い対策でできるのではないかと。というお話があるのですけれども、そことの対比でいうと、確実にできるかどうかということが重要になってくるのではないかとということでお話しいたしました。

以上です。

○木平会長　ありがとうございました。

どうぞ。

○鷲谷委員　この案は、今の時点で緊急に取り組むべき対策として、吸収源対策の意義とかあり方を、現在の社会的状況に照らして述べたものとして妥当だと思います。

今までの御意見と若干関連があるのですけれども、多面的機能の発揮というところが、吸収

源対策を進めていけば自動的にそういう効果もあるという書き方になっていますが、多面的な機能の発揮と吸収源対策とが、もしかするとどこかでコンフリクトを起こすということもあるかもしれませんので、多面的機能の発揮と調和した吸収源対策というような方針がどこかに示されているとより安心できるような気がいたします。

諮問に対しての意見はそれだけですけれども、少し余計なこともかもしれませんが、議定書が発効するというのはすごく大きな意味を持っていると思いますので、森林の分野でももう少し長期的な展望についても考える必要があるのではないかと思います。気候変動枠組条約についての京都議定書の位置づけというのは、ごく初期の短期的対策であって、温室効果ガスについては、その蓄積スピードをやや抑制するという程度のものしかないわけです。その効果は、その後に来る長期的な対策を国際的協調のもとで進められることになって初めて効果がもたらされるものだと思うわけです。

といいますのは、条約の目的というのは、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすことにならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定させるということで、さまざまな人間活動シナリオに基づく予測に照らしてみれば、かなりの化石燃料使用の削減というのが究極の目的達成のためには必要で、いろいろなものがあると思いますけれども、化石燃料の使用については60%ぐらい削減しなければならないわけです。これはシナリオに基づくシミュレーションですから不確実性は高いけれども、そういうことも出てきている、科学的な検討がされているところですので、それだけ化石燃料をカットしなければいけないとして、森林の総合的な、このことに対する対策というのはどうあるべきか。日本は森林の国ということを誇っているわけですから、そういう国においての温暖化対策の、もう少し究極的、根本的な検討についても、また何かある機会になってあわてて始めるというよりは、今の時点で、京都議定書が発効するかどうかわからないという時点とはまた大きく変わっていると思いますので、ここで長期的展望に立った森林施策のあり方の検討も始めるといいのではないかと思います。老婆心のような意見になってしまいましたけれども、以上でございます。

○木平会長　ありがとうございました。

この対策案について非常に多くの御意見をいただいたわけです。私の方で今聞いたところを箇条的にまとめてみたいと思いますが、一つは、森林の吸収源ということについて国民の納得というものが必ずしも十分ではない。したがって、これについての努力が必要である、これが第1点の御意見だと思います。

2点目としては、循環型社会、あるいは木材の意義ということも含めて、その役割という

ものをもう少し強調していくべきではないか。

3点目としては、税制の問題とこの対策との整合性をきちんとまとめていかなければならないということ。

4点目としては、公益性、あるいはそれと非常に似ていますけれども、多面的ということで、公益性という意味では、新しい教育とか、癒しとか、そういう面も強調すべきである。一方、必ずしも吸収源イコール多面的な役割と調和するばかりではない、その辺の配慮が必要だということ。

5点目は、経費と効果というものについてきちんとした説明がなければいけないのではないかな。お金があればできるのかどうかということ。

6点目は、3.9%についての意味づけ、国家戦略としての意味づけ。もう一つは、もっと長い目を見て、とりあえず3.9%を満足するということではなくて、森林の役割というものを長期的な観点から見るべきではないかということ、こういうような意見が出されたと思います。

これについて、この委員会として結論をまとめ、答申をいたしたいと思いますが、今まで出された意見はこの審議会の意見として議事録に記載されると思います。この諮問にあった森林吸収源対策（案）そのものの内容について、ここでは特に修正を求めるという意見はなかったというように理解して、「妥当である」という旨の答申をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○木平会長 ありがとうございます。

「異議なし」ということなので、そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、答申（案）を今委員へお配りしておりますが、御確認をお願いいたします。

それでは、お配りいたしました答申（案）につきまして、御確認いただいたということで、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○木平会長 ありがとうございます。

それでは、今日の議論、森林吸収源対策を緊急かつ着実に実行するという観点から、森林吸収源対策が温暖化対策にとって必要であり、有意義であるということについて御審議をいただき、皆様の支援をいただいたところです。また、地球温暖化対策を進めるに当たっては、海外との協力という点について積極的に行うべきという意見もあるわけですが、まず、国際的な信頼を確保するために国内対策をきちんと進めることが第一であり、本日御議論いただき

ました吸収源としての国内の森林整備について、必要な財源を確保して取り組んでいただきたく考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議事を次の説明事項、治山事業の今後の会計経理のあり方についてに移りたいと思ひます。

それでは、お願ひいたします。

○上河治山課長 治山事業の今後の会計のあり方について御説明申し上げます。

まず、本題に入ります前に、先ほどから何回か議論にのぼっておりますけれども、三位一体改革の関係について、特に治山事業に関連いたしまして御説明させていただきたいと思ひます。

お手元に参考資料をお配りしておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。この問題に関しましては、8月24日に地方六団体から三位一体改革に係る補助金削減案が提出されまして、その中で、補助治山事業が全額対象になっているということから、治山事業の国庫負担金制度がなくなるのではないかということで、多くの方面から御心配、また御懸念が表明されたところであります。11の県議会、400を超える市町村からも、治山事業に係る国庫補助負担金制度を堅持するようという決議、もしくは意見書をいただいているところでございます。また、前回の林政審議会におきましても、治山事業の国庫負担金制度を廃止した場合の問題点について御説明させていただいたところであります。その後、政府、それから地方六団体との間でいろいろと議論が積み重ねられまして、先週の金曜日に、政府・与党による三位一体改革の全体像が示されたところであります。

参考資料の2ページですけれども、平成17年度、18年度の2年間で政府全体として3兆円程度の廃止・縮減の改革を行うということにされたわけでございます。その内訳につきましては、6ページの別紙に載せてございます。この中で、農林水産省関係では250億円程度というのが税源移譲の対象になっておりますけれども、その内容につきましては、農業委員会、普及改良事業等の非公の補助金でございまして、公共事業の補助金は入っていないという内容になっております。

次に、公共事業につきましては参考資料の3ページですけれども、国の関与の必要のない小規模事業等については廃止・縮減等を行う、また、補助金の交付金化については省庁の枠を越えて一本化するなど、地方の自主性、裁量性を格段に向上させるという内容の改革を行うことになったわけですが、税源移譲につきましては、公共事業については基本的に行わないということになったわけでございます。

治山事業につきましては、防災対策に対する国の役割の重要性を訴えてきたわけでござい

して、これによりまして引き続き国庫補助負担金制度のもとで事業を実施することになったというところでございます。

今後は、地方の自主性、裁量性の拡大や民有林、国有林を通じた効果的な治山対策の推進などの観点から、施設の修繕等の小規模な補助金の廃止など、事業のスリム化を行いつつ、また補助事業の大きくくり化や、治山事業に関する国と都道府県との連絡協議会の設置といったような改革を行う方向で検討を行っているところでございます。今後とも国民の生命・財産を守るという治山事業の本来の役割が果たせるように努めてまいりたいと思いますので、林政審議会の委員の皆様の引き続きの御支援、御協力をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、本題の方に入ってまいりたいと思います。資料の3をごらんいただきたいと思います。

治山事業につきましては、これまで国の一般会計と区分いたしまして、国有林野事業特別会計の中に治山勘定という特別の会計を設けて経理をしておいたわけでございます。ところが、財政制度等審議会などの報告を踏まえまして、治山事業の今後の会計経理について検討を行わなければならないという必要が生じております。

これまでの経緯について御説明したいと思います。

まず、1 ページ、治山事業の概要でございます。治山事業につきましては、御存じのとおり、森林の維持・造成を通じて山地災害から国民の生命・財産を守る事業でありまして、森林整備事業とは異なりまして、全額公費負担、国と都道府県の公費負担によって崩壊した森林の再生や予防を行うという事業でございます。森林の公益的機能の確保を図るために、「森林整備保全事業計画」に定める成果目標の達成のために、森林整備事業との適切な役割分担のもとで事業を推進しているところでございます。

続きまして2 ページ目をごらんいただきたいと思います。治山事業の会計経理はどうなっているかということですが、治山事業につきましては、昭和34年の伊勢湾台風などによる大きな山地災害の多発を踏まえまして、昭和35年に「治山治水緊急措置法」が制定されたところでございます。この法律によって国が責任を持って治山事業の長期計画を策定するとともに、治山事業に要する経費の総額を会計経理上明確にするということもありまして、国有林野事業特別会計の中に治山勘定を設けて区分経理をしたわけでございます。このとき同時に、河川、砂防等についても治水特別会計というものができたわけですが、治山につきましては特別会計を新たに一つつくるということではなくて、従来からあった国有林野事業特別会計の中で治山勘定を設けて特別会計として経理するということになったわけでございます。

これを設けました結果といたしまして、従来、治山事業については非常に実績が低位であったわけですが、昭和35年以降は、概ね計画どおりの事業が実施されるようになったということでございます。これにつきましては、国が治山事業長期計画を策定して、それに基づきまして計画的に事業を実施してきたということもありますし、また治山勘定を設けて毎年の投資額を明確にし、事業の進捗状況を国会等の場で審議しつつ、次年度以降の予算が措置されたということもありまして、治山勘定の果たした役割には大きいものがあったのではないかと考えているところでございます。

次に、資料の3ページをごらんいただきたいと思います。こちらの方に国有林野事業特別会計の事業勘定と治山勘定の資金の流れのあらましを示しております。国有林野事業勘定につきましては、国有林の持つ公益的機能を維持増進させることを基本としつつ、企業的に運営するという観点から、林産物等の事業収入、森林整備や公益林管理に関する経費について一般会計からの受け入れ等を主な歳入といたしまして、国有林野の管理経営に関する必要な人件事務費や事業経費を歳出としているということでございます。

一方、治山勘定につきましては、治山事業に要する経費として、一般会計からの受け入れや民有林直轄治山事業に関する地方公共団体からの負担金を歳入といたしまして、歳出としては、民有林の治山事業への補助や直轄事業などの治山事業に要する事業費、それから、直轄治山事業を実施するのに必要な人件事務費の事業勘定への繰り入れなどを主な歳出といたしております。

次に、4ページをごらんいただきたいと思います。治山勘定の歳入歳出の決算の概要をさらに細かく示したものです。ごらんいただければわかりますけれども、治山勘定の歳入の90%以上が一般会計からの繰り入れということでございまして、特別な税や財源からの歳入はないということが治山勘定の特徴でございます。

次に、最近の治山勘定をめぐる状況でございますが、5ページに昨年11月に示された財政制度等審議会の特別会計小委員会報告の抜粋を載せてございます。この中で国の特別会計、現在31ありますけれども、昨年の財政制度等審議会におきまして特別会計全体を総体的に点検されたわけでございます。この検討の観点といたしましては、特別会計においてむだなことがされているのではないか、また、いわゆる透明性の確保という点で明らかにされていないところがあるのではないかということ、また、そもそも特別会計として経理区分する必要性があるのかどうかという観点から点検がされたわけでございますけれども、この中で治山勘定につきましては、一般会計からの繰入比率が高く、特に区分経理をする必要性が乏しいということにさ

れまして、昨年の報告書の中では、資料の一番下になりますけれども、国有林野事業特別会計の治山勘定については、一般会計で行われている森林整備事業と治山事業の事業計画の統合の進捗状況を踏まえたあり方の見直しを行う必要があるというふうにされたところでございます。

この森林整備事業と治山事業の事業計画の統合というのは、この林政審議会でも御審議いただきまして、本年6月に閣議決定いたしました「森林整備保全事業計画」のことです。

次に、6ページをごらんいただきたいと思います。これは本年の11月19日、つい先般報告されました同じ小委員会の報告の抜粋でございます。財政制度等審議会におきましては、昨年に引き続き特別会計のあり方が検討されまして、今年は11の特別会計についてより深く検討が進められました。この中で、治山勘定については一般会計の繰入比率が高いということから、森林整備事業と同様に、民有林は一般会計で、国有林は国有林野事業特別会計で経理することを基本に勘定の統合を行うべきであるというふうにされたところでございます。

こうしたことで、治山勘定につきましては、基本的には廃止をして、国有林野事業の、いわゆる事業勘定と統合すべきであるというふうにされたわけでありまして、この報告を受けて、今後の対応方向につきまして7ページに示してございます。今後、この財政制度等審議会の報告を受けて、治山事業の会計経理を具体的にどうするかということについていろいろと検討すべき点がございます。

一つは、もし仮に治山勘定を廃止して、民有林は一般会計、国有林は国有林野事業特会で経理を行うということで、国有林野事業特別会計の事業勘定と治山勘定を統合した場合にも、これまで治山勘定が果たしてきた役割、すなわち受益と負担の関係を明確にするということ、また投資規模を明らかにするといったようなことについては、引き続き確保していく必要があるということでございますし、また、今回の新潟中越地震の突発的な災害にも見られるような、緊急的、即効的に対応する場合の事業費をどういうふうに確保していくかということ、また事業会計で行っている国有林野事業の経理と治山事業の経理の関係をどのようにするかといったような点について整理を行う必要がございます。これらの点につきまして、今後より具体的な検討を行うために、そこに書いてありますように、林政審議会の中に、名称は仮称でございますけれども、「治山事業部会」といったものを新たに設けまして、会計経理の専門家の方を特別委員として任命をした上で、調査、審議をしていただきたいと考えているところでございます。

スケジュールにつきましては、再来年度の予算要求の関係や、また法律の改正などに間に合わせる必要がある、また、会計制度でございますので、いろいろと会計処理の関係の必要もあ

るということから、来年以降精力的に御審議をいただきまして、夏ごろを目途に部会として報告書をまとめていただきたいというふうに考えているところでございます。

そうということで、よろしく御審議のほどお願いしたいと思います。

○木平会長 ありがとうございます。

治山事業の会計経理のあり方について、林政審議会の中にそれを検討する部会を設けて、専門的な委員を含めて早急に検討したらどうかという御提案です。これについての御意見を願いたいと思います。

○海瀬委員 1点教えていただきたいのですけれども、治山勘定の中で直轄事業費と補助事業費と二つに分かれております。直轄の方は国が直接行うもの、補助の方は都道府県という区分だというのはわかっているのですけれども、これは具体的にはどういうふうなことで区分されているのですか。

○上河治山課長 治山事業につきましては、補助事業と直轄事業があるわけですが、まず、国有林につきましては基本的に国が行うということから直轄で行っているわけでございます。一方、民有林につきましては、基本的には補助事業ということで、国と都道府県が2分の1ずつ公費を負担し合って事業を実施するという体制になっております。ただ、民有林の中でも非常に規模が大きいものですか、2県以上にまたがっている大きなもの、また技術的に非常に難しいもの、こういったものについては国が直轄で事業を実施することができるということになっておりまして、そういった中で、これは民有林の直轄事業として森林管理局が事業を実施するということになっております。その場合には、国が3分の2国費を出しまして、残りの3分の1については都道府県の方から負担金をいただいているという体制で行っております。

○海瀬委員 わかりました。

○木平会長 ほかにご意見なり御質問ございますか。どうぞ。

○芳村委員 緊急ということで、今回の新潟の地震などにおける取り組みはどうなっているのでしょうか。

○上河治山課長 今回の新潟県中越地震につきましては直下型の地震だということもありまして、山古志村を中心として非常に大きな山地災害が発生しております。これにつきましては、林野庁の方としても、緊急に、国、それから学識経験者を含めた調査団を現地に送りまして、現地の状況について調査を行いました。引き続き被害が起こっておりますので、これについて至急対応しなければならないのですけれども、調査を行うにしても、新潟県の方でも手が足りないということもありましたので、林野庁が声をかけまして、隣県の職員の方、また森林管理

局の治山技術者を新潟県の方に送りまして、現地の方で山地災害危険地区を中心として、地震によって危険な状況になっているところがどのくらいあるかということにつきまして同じく調査を行いまして、つい先般その調査が終わったところでございます。

今後につきましては、とりあえず応急に対応しなければいけないことにつきましては、災害関連緊急治山事業におきまして応急的な措置をする。それ以降につきましては、補助治山事業や、先ほど申し上げた民有林直轄治山事業も含めての対応が必要になってくると思いますので、その辺について緊急に対応していきたいと考えております。

○芳村委員 細かいことはともかく、テレビなどで見ている一般国民の関心事であるのではないかと思います。そんなときに、うまくというか、いい意味でPR効果というのを考えながら、テレビのリポーターなどが言う言葉一つでみんな左右されますので、何かそういうことへの戦略がこういうときにこそ必要ではないか。新聞に書かれることとか、週刊誌であるとかというメディアを通して、いい意味での国の治山事業に対する理解を得る絶好のチャンスではないかと思ったので、何か取り組みがあればと思いました。

○木平会長 林野庁の方から何かコメントがあればお願いいたします。

○上河治山課長 今御意見がありましたように、確かにこういうときは治山事業をPRする非常にいいチャンスだと思いますので、ぜひ国民の方にもわかりやすい治山のPRに努めてまいりたいと思います。

また、先ほど申し上げました緊急点検の調査につきましても、マスコミの方にも発表させていただいて、一部NHK等でも放送されておりましたけれども、まさにそういうPRは非常に重要でございますので、ぜひ積極的に取り組んでまいりたいと思います。

○木平会長 ほかに御意見ございますか。

それでは、この特別会計の見直しについては、国レベルの一つの方針として意義と、そのあり方についての再検討という大きな流れの中の一つだと思いますが、この治山勘定というのは非常に歴史があるというか、古くから行われて、昭和35年からずっと行われてきたもので、それを変えるには、しかるべき方法、かなりきちんとした審議というか、作業が必要ではないかと思います。そういう意味で、この審議会の中に部会をつくって早急に検討、審議をいただくということは必要ではないかと思います。ということで、この説明（案）について、原則御了承いただけますか。

（「はい」の声あり）

○木平会長 ありがとうございます。

それでは、治山事業の今後の会計経理のあり方については、事務局から説明があったように、次回の審議会にて部会を設置することといたしまして、その後部会で審議を行い、本審議会に報告をするという予定で進めてまいりたいと思います。

以上で、本日の林政審議会を閉会とさせていただきますと思います。

委員の皆様には、熱心に御審議をいただき、ありがとうございました。

午前11時20分 閉会